

平成28年度神戸市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間の保育所等におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育所等における事故防止等の体制強化を図るために、保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業分）を活用し、市が交付する補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象施設)

第2条 この要綱による補助金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 保育所
- (2) 幼保連携型認定こども園
- (3) 地域型保育事業の各事業（居宅訪問型保育事業を除く）の用に供する施設

2 この補助金を申請できる者は、前項に掲げる施設を設置又は運営する者とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の対象となる事業は、保育所等における業務効率化推進事業実施要綱（平成28年2月3日雇児発0203第3号通知）（以下「実施要綱」という。）に定める以下の事業とする。

- (1) 保育所等におけるICT化の推進
対象施設における保育士の業務負担の軽減に資する機能を有した保育業務支援システム（以下「支援システム」という。）の導入
- (2) 事故防止等のためのビデオカメラの導入
事故予防及び事故後の検証のためのビデオカメラ（以下「ビデオカメラ」という。）の設置

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は以下各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 前条各号の事業ごとに次の経費であること。
 - ① 保育所等におけるICT化の推進
支援システムの導入のために必要な購入費、リース料、保守料、工事費、通

信費及び備品等の購入費。ただし、備品等の購入費にあつては、当該システムのソフトウェアの購入費（リース料、保守料を含む）の半額以下であること。

② 事故防止等のためのビデオカメラの導入

ビデオカメラの設置のための購入費，リース料，保守料及び工事費

(2) 平成 28 年度に実施し，かつ支出した経費であること。

(3) この補助金と同趣旨の補助金，交付金等を受けておらず，また受ける予定がないこと。

(交付額)

第 5 条 市長は，予算の範囲内で，第 3 条各号の事業ごとに次の (1) と (2) を比較していずれか少ない方の額を交付できるものとする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計と，総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額

(2) 各事業ごとに定める基準額

① 保育所等における I C T 化の推進 1,000,000 円

② 事故防止等のためのビデオカメラの導入 100,000 円

2 算定された額に端数が生じた場合，小数点以下を切り捨てて整数とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は，対象施設が事業者に費用を支払った日の属する月の翌月末日又は平成 29 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。ただし，やむを得ない理由により当該期日までに提出できないものと市長が認めた場合は，この限りではない。

(交付決定)

第 7 条 市長は，補助金規則第 6 条第 1 項及び第 2 項による補助金等の交付決定を行うときは，申請後 1 か月以内に補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は，補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不適當である旨の通知を行うときは，申請後 1 か月以内に補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(補助の条件)

第 8 条 前条第 1 項による補助金等の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は，事業により取得し，又は効用の増加した財産については，事業の完了後においても善

良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付けることができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条第1項の交付決定の後、補助事業者から提出される補助金等請求書(様式第4号)を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(届出書)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、最初の消費税及び地方消費税申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額が確定したときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助金規則第24条第1項の市長が定める期間は、平成20年7月11日厚生労働省告示第384号に定めるところによる。

2 補助事業者は、補助事業にかかる設備等について、補助金規則第24条第1項に定める財産の処分をしようとするときは、補助対象財産処分等承認申請書(様式第6号)により市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

3 市長は、第10条の報告により必要と認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を、期限を定めて命ずることができるものとする。この場合において、前2項の規定を準用する。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるほか、実施要綱に定めるところによる。

2 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。